

岐阜県公報

第二千六百九十六号
平成二十七年十一月六日

(金曜日)

目次

告示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定
(廃棄物対策課) 七五二
- 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知
(治山課) 七五一
- 道路の区域変更
(道路維持課) 七五二
- 道路の供用開始
(同) 七五二

公示

- 平成二十六年年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要
(市町村課) 七五三
- 落札者等に関する公示
(新産業振興課) 七五四
- 林業用種苗生産事業者講習会の実施
(森林整備課) 七五四
- 落札者等に関する公示
(出納管理課) 七五五
- 保安林に指定する予定である旨の通知中訂正
(治山課) 七五五

指定番号	所在地	埋立地の区分
一八六一	恵那市笠置町毛呂窪字榎杭八九二番二の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第六百四十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

岐阜県告示第六百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
瑞浪市日吉町字狸岩一五三〇の一、字常道平一八七五の一、字川平七三〇六の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡池田町宮地字割谷五の二（次の図に示す部分に限る。）、五の三、字松留六の

一、六の二、字押揚七の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第六百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の幅員		延長		備考
前	後	別	後	前	後	前	後	前	後	
七・二	二・一	ル	ル	恵那市山岡町下手向字八重洞四九七番一地从先から沼四一〇番地先まで	同市同町同字大	七・二	二・一	二五七・七	二五七・七	
三六二	一九五	メ	メ			三六二	一九五			
		ト	ト							

岐阜県告示第六百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	古川線	飛騨市古川町金森町三五〇番八地先から同市同町同 一〇番二四地先まで	一五七	平成二七・一・六	平成二〇・三・一六

公 示

平成二十六年年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第三条第四項(同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同法第三条第三項の規定による県内市町村の平成二十六年年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、同法第四項の規定により、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

平成26年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率 (単位：%)

市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
岐阜市	4.3			
大垣市	1.7			19.3
高山市	8.2			
多治見市	-1.0			
関市	6.7			
中津川市	10.0			46.2
美濃市	12.7			81.9
瑞浪市	3.8			
羽島市	8.5			34.3
恵那市	9.3			5.4
美濃加茂市	9.8			
土岐市	5.6			
名務原市	0.7			
可児市	1.4			
山県市	17.8			37.9
瑞穂市	1.4			
飛騨市	12.7			2.1
本巣市	4.0			20.9
郡上市	15.0			38.5
下呂市	12.6			16.6
海津市	11.3			63.0
岐阜市	4.7			
笠松市	6.0			91.0
養老市	8.3			76.3

垂井町	7.6	3.6
関ヶ原町	14.0	78.8
神戸町	8.9	39.9
輪之内町	4.5	24.9
安八町	14.1	86.1
揖斐川町	6.5	
大野町	0.2	
池田町	8.8	56.8
北方町	10.9	16.1
坂祝町	9.3	
富加町	11.7	
川辺町	10.9	
七宗町	12.8	
八百津町	9.7	
白川町	12.0	11.1
東白川村	10.7	
御嵩町	8.7	23.9
白川村	1.2	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率がない場合並びに将来負担比率が算出されない場合(地方債現在高などの将来負担より基金などの充当可能財源が多い場合)は、「J」と表記している。

2 資金不足比率
県内の市町村及び一部事務組合の全公営企業会計において、資金不足はないため、算出される資金不足比率はない。

敬礼者等に関する公報

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成27年岐阜県規則第

四(十号)第十一條の規定により、次のとおり敬礼者等について公報する。

平成二十七年十一月六日

岐阜県知事 田 田 謙

1 特定役務の名称及び数量 かかみがはら航空宇宙科学博物館魅力向上事業委託業務一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成27年政令第372号)第10条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成27年9月1日

5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都台東区上野五丁目2番2号

株式会社丹青社

代表取締役社長 青田 嘉光

6 契約金額 314,064,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県商工労働部新産業振興課航空宇宙産業係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

林業用種苗生産事業等諮問会の実務

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一條第一項の規定により、同法第十條第三項第三号へ規定する諮問会を次のとおり開催しますこと。林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第百九十四号)第三條の規定により公報します。

平成二十七年十一月六日

岐阜県知事 田 田 謙

1 諮問会の開催日時

平成二十七年十二月十六日(水)午前九時

2 諮問会の開催場所

美濃市曹代二二八の一 岐阜県森林研究所 三階講堂

三 受講申込みの手續

受講希望者は、受講申込書に必要な事項を記載し、受講手数料として一万四千元に相当する額の岐阜県収入証紙を貼り付け、平成二十七年十二月一日（火）までに岐阜県林政部森林整備課に提出してください。

受講申込書は、住所地を所管する農林事務所又は岐阜県林政部森林整備課にて配布します。また、インターネットで岐阜県林政部森林整備課のホームページからダウンロードできるほか、郵送を御希望の方は、八十二円切手を添えて岐阜県林政部森林整備課までお申し込みください。

四 講習内容

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	一二時間
種苗の産地及び系統に関する事項	一二時間
種苗の生産技術に関する事項	一二時間

五 その他

この講習について不明な点は、岐阜県林政部森林整備課整備係（電話〇五八 二二 八四九〇）までお問い合わせください。

落札者等に関する公表

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公表する。

平成二十七年十一月六日

岐阜県民事 中 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 総合財務会計システム運用及び機器更新・維持管理業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年8月3日
- 4 落札者を決定した日 平成27年9月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地

西日本電信電話株式会社 岐阜支店
支店長 米田 秀弥

6 落札金額 1,447,200,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県出納事務局出納管理課総合財務係

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公表

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公表する。

平成二十七年十一月六日

岐阜県民事 中 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 総合財務会計システム運用及び維持管理業務委託 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当
 - 4 契約の相手方を決定した日 平成27年10月1日
 - 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地
西日本電信電話株式会社 岐阜支店
支店長 米田 秀弥
 - 6 契約金額 225,283,444円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県出納事務局出納管理課総合財務係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号
- 出 張
(関係課内)
平成二十七年九月十一日第二三六八十一号 保安林に指定するもの決定に係る旨の通知
岐阜県国土建設課(百四十五号) 六四八頁上段前ページの表中「キ」の欄に「岐阜」

大須字上カヨウの誤り。

平成二十七年十一月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社